

令和 8 年監査公表第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき実施した個別財務監査の結果について、同条第 9 項の規定により公表する。

令和 8 年 9 月 28 日

大野城市監査委員 牟 田 尚 加

大野城市監査委員 松 田 美 由 紀

個別財務監査結果報告書（令和 8 年 6 月及び 7 月分）

1 監査基準への準拠

大野城市監査基準（令和 2 年監委基準第 1 号）に準拠して監査を実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査

3 監査の概要

(1) 監査の実施期間

令和 8 年 8 月 14 日から令和 8 年 9 月 28 日まで

(2) 監査対象

令和 8 年 6 月及び 7 月に処理された歳出（精算を含む）・歳入伝票の中から、以下の伝票を抽出して監査を実施した。

監査対象課	監査対象事業（伝票名）
人事マネジメント課	熱中症対策備品購入費（冷蔵庫） 冷蔵庫廃棄料等
財産管理課	カーシェア使用料（6 月分）
子育て支援課	母子家庭等自立支援教育訓練給付金（N 氏） ※ R 7 年度後期分
人権男女共同参画課	人権・同和問題啓発冊子印刷業務（14684-1）
学校・地域連携課	中学校部活動指導支援業務委託料 （R8.4 月分）
上下水道工務課	26 表流水検水ポンプ修理用材料購入
企業総務課	34 号車エアコン修繕代

(3) 監査の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかに意を用いて実施した。

4 監査の結果

区分	件数	(参考) 取扱基準
勧告	0 件	特に措置を講ずる必要があると認める事項 ※公表対象（地方自治法第 199 条第 11 項）。詳細を公表する。
指摘	0 件	1 明らかに違法又は不当なもの 2 故意または重大な過失によるもの 3 著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの 4 その他著しく不適切あるいは著しく妥当性を欠くもの 5 前回の監査で指摘、意見した事項で改善の努力がなされていないもの ※公表対象（地方自治法第 199 条第 9 項）。詳細を公表する。
意見	0 件	1 是正又は改善を要する事項で、指摘までに至らないもの 2 組織及び運営の合理化に資するもの ※公表対象（地方自治法第 199 条第 10 項）。概要を公表する。

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に実施されているものと認められた。

以上